

かもがわ

迎春



韓国の司法改革 (法曹一元)

坂元和夫

一 日本の法曹一元をめぐる現状

昨年十一月、日弁連の韓国法曹一元調査団に参加しました。

法曹一元というのは裁判官任用制度の一つです。弁護士や検察官など裁判官以外の法曹経験者から裁判官を選抜する制度で、若年の新人を採用して裁判官の経歴のなかで一人前に育てていくキャリアシステムの対極に位置するものです。

もともとわが国の弁護士会は戦前から一貫して法曹一元を熱心に主張してきました。官尊民卑の社会風潮の中で、社会経験の乏しい学

達がその抜本的改革策として英米で行われている法曹一元の導入を求めたのです。

この弊害は戦後も大して変わることなく続きました。

これまでの大きな司法改革は、終戦直後のGHQ主導による改革、昭和三九年の臨時司法制度調査会による改革及び平成二年の司法制度改革審議会による改革です。

この三回の司法改革で日弁連は法曹一元を最重要課題と位置づけ会を挙げて実現のために努力しました。しかし、いずれの時も最高裁など国側の強い反対に遭って法曹一元は実現しませんでした。

一方、日弁連は、二十数年前から法曹二元運動とは別個にキャリアシステムのもので弁護士から裁判官に任官す

る運動を進めてきました。しかし、毎年の任官志望者が数名しかないという不本意な実情が少しも改善されなため、この運動のあり方を根本的に見直す必要に迫られています。また、今回の司法改革で裁判官制度について一定の改革が行われたのですが、部分的改革の限界と裁判所側の消極姿勢のために期待した程の成果が挙がっていません。こうしたことから、裁判官制度の改革はやはり法曹一元によるしかないのではないかという意見が聞こえてくるようになりました。

二 韓国シヨック

韓国の司法制度は植民地支配時代の日本の制度を引き継いでこれを殆どそのまま残しています。このこともあってわが国の法曹界が韓国を司法改革の分野で後進

国視してきたことは否めません。ところが、二〇一二年になって、韓国が「経歴法官制度(法曹二元)を制度化

したというニュースが伝えられました。二〇一一年七月に法改正が行われ二〇一三年一月一日から法曹二元が実施に移されるというのです。その内容は、判事の任用資格要件として一〇年以上の弁護士・検察官などの法曹他職経験を要することとし、経過措置として、二〇一三年初から二〇一七年末までは他職経験三年以上、二〇一八年初から二〇一九年末までは五年以上、二〇二〇年初から二〇二二年末までは七年以上とし、二〇二三年初から多職経験一〇年以上とする段階的実施を定めているとのことです。これに合わせて二〇一七年に司法修習制度と司法試験制度が廃止されます。

わが国の法曹は、このニュースに我が耳を疑うようなシヨックを受けたと思います。マラソンに喩えると、自分の後ろを走っていたランナーが突然遙か前方に躍り出ているのに気がついたようなものでしょう。シヨックか

ら立ち直って冷静に考えてみると、いろいろな疑問が沸いてきました。キャリアシステムから法曹二元へ一八〇度の転換に成功した国は世界で恐らく初めてで、そのような大改革がどのようにして可能になったのか、地理的にも民族的にも文化の面でもどの国よりも日本と近い関係にある韓国、とりわけ司法制度がそっくりで法曹一元をめぐる諸状況も日本と似たものがあつた筈の韓国において、どうして法曹二元がすっかりした形ですんなりと実現できたのだろうか、裁判所側は反対しなかったのだろうか、国民の支持はあつたのだろうか、法曹一元になって十分な数の裁判官が確保出来るのだろうか等々の疑問を現地で裁判所や弁護士会の関係者に訊いてみたいというのが今回の調査の動機でした。

三 韓国における法曹一元導入の経緯

(一)一九九三年に軍事政権が

民主化を求める世論に抗しきれず崩壊し金泳三が大統領に就任しました。金泳三大統領は、民主化とともに世界化構想を打ち出し、国際競争力を高めるために法曹人口増と専門性を備えた弁護士需要に応ずるためロースクール導入を決め、その延長線上に司法の民主化の中核となる法曹一元を予定し、経過的にキャリアシステムのもとでの弁護士からの裁判官任用を求めました。大法院は必ずしも積極的ではなかったようですが、続く金大中大統領の時に起こった「前官礼遇」(裁判官を勇退した弁護士が裁判所に影響力を効かせる慣習)を素地とする裁判官の贈収賄事件がきっかけとなってマスコミ世論が沸騰し、司法の構造改革として法曹一元の導入が避けられない情勢になりました。

(二)二〇〇三年に人権派弁護士で鳴らした盧武鉉が大統領

に就任し、その強力なリーダーシップのもとで同年八月大法院が一転して法曹一元を導入することを大統領との間で合意しました。

(三)しかし、大法院は法曹一元の導入の条件整備に慎重を期したので、二〇一二年に李明博大統領のもとで国会がしびれを切らし裁判所組織法を改正して二〇一三年からの法曹一元実施に踏み切ったのです。

四 残る疑問

韓国調査団の在韓の三日間、夕食時にマッコリ酒を酌み交わしながら或いは移動のバスの中で絶えず話題に上り皆の頭を悩ましたのが「日本では弁護士任官者希望者がきわめて少ないのに、韓国では弁護士任官応募者が非常に多く募集人員の三倍から五倍もあったのは何故か」という疑問です。

韓国では、この任官応募状況を理由に、二〇一三年から始まる法曹二元で裁判官が

不足するという懸念は裁判所でも弁護士会でも聞かれませんでした。ということは、日本では法曹二元のもとで裁判官不足が生ずる恐れがあるということになりそうです。が、日本で弁護士任官者が少ないからといって法曹二元のもとで裁判官のなり手が不足するとは一概には言えません。法曹二元のもとでは裁判所の組織も裁判官のあり方も根本的に変り任用も地域別になるでしょうから、裁判官職の魅力が高まり任官応募者が飛躍的に増える可能性があるからです。それはそれとして、前述の疑問に対する私の一応の答えは、先例を墨守し行政権力の抑止に消極的な覇気の乏しいわが国の裁判官の伝統的イメージが弁護士にとって裁判官職を魅力のないものにしていくからではないかというものです。

五 わが国における法曹一元実現の可能性

今回の調査を終えて、「韓

国の法曹一元は、特殊な政治状況と日本では考えられない不祥事の結果として導入されたのだから、こうした条件が存在しない日本とは事情が全然違う」という意見もありました。しかし、私はこの意見に必ずしも賛成ではありません。

韓国の法曹一元は、その政治状況や不祥事の結果として導入されたというよりも、これらの事情の存在によって法曹一元の導入の時期が早まったのだと考えるべきです。民主主義国家において、司法官僚制の土壌となるキャリアシステムから法曹一元への移行は歴史的必然だと思っからです。わが国には韓国のように民衆が為政者に抗して民主化を勝ち取った歴史はなく、盧武鉉大統領のような司法改革に熱心に取り組む強力なリーダーシップを持つ政治家が現れる可能性も薄いし、裁判官の贈収賄などが起こると思えないの

で、法曹一元が一朝一夕に実現することは難しいでかもしれません。しかし、すぐにではなくても法曹一元実現の機運は徐々に高まっていく筈で、実現のための運動を継続して行けばそのうちに何かをきっかけに展望が開かれるような気がします。日本の司法制度を継受した韓国で一足先に法曹一元が実現したこと自体も相当な促進材料になる筈です。

六 今後の運動の見直し

本年三月に予定されている日弁連弁護士任官シンポジウムでは、上述の疑問や韓国との比較における法曹一元の実現可能性についても検討されるでしょう。このシンポを受けて日弁連の弁護士任官運動が方針を変えて今後法曹一元実現に軸足を移すことになれば、それはわが国の司法改革にとって画期的な出来事になるに違いありません。



デンマークの福祉と日本の福祉

尾藤 廣 喜

なぜデンマークなのか

昨年八月に、日本弁護士連合会の貧困問題対策本部の有志でデンマークの福祉状況の調査に行ってきました。

人口約五五三万人、国土四・三万k㎡(九州が三・八万k㎡)と比較的小国でありながら、八〇%以上の人が国を愛しており、国民の幸福度が世界一といわれる国。平等を重んじ、税金を主要財源とする社会福祉国家。反面、税と社会保障の国民負担率が七三・七% (日本は四三・五%)と極めて高く、一九五三年の憲法施行以来、国政選挙の投票率が八〇%を割り込んだことがない国。こう聞くと、日本の現状とは全く対称的であることに気がつかれる

でしょう。それだからこそ、デンマークの現状の調査が必要だと私たちは考えたのです。

あらゆる視点から現実をみたい

何故そうなっているのか、また、日本とどう違うのか。それを考えるためには、あらゆる側面からまず実態を見ようという思いから、スケジュールは、下記のとおりぎっしりと詰まったものになりました。

その中で、特に印象的だったのは、日本と同じように「生存権」が憲法で保障されていること、そして、これが絵に描いた餅でなく、現実には生かされていることです。例えば、出産準備と出産費用は無料、保

育園・幼稚園の親の負担は、最大で二五%、国民学校は完全に無料、高校・大学も無料、一八歳以上の学生には学生手当の支給、充実した住宅補助制度、あらゆる医療費が無料、全ての高齢者の年金の基礎保障の充実などです。

また、社会保障施策の決定過程への徹底した「当事者参加」の保障も驚きでした。

「当事者主権」とは

デンマークは、「ノーマライゼーションの原則」を提唱したバンク・ミケルソンを生んだ国であるだけに、障がい者施策も充実しています。それだけでなく、施策の決定過程に障がい者が参加するシステムが確立しています。障がい者家族の会で話をうかがった際にも、この会の最も大切な事は、国の全体計画を立案するときに関与、提言することであると強調されていた。

ました。時間を十分にかけて徹底して議論をして、当事者の合意のもとで行政の施策を決定するので、政策決定後に当事者に不満が残ることはほとんどないということでした。この点「障害者自立支援法」をめぐって、裁判となり、その後、当事者の意見に基づいて自立支援法を廃止し新しい法律制度を作るという約束を民主党政権が守らなかった状況とは天と地ほどの差があります。

そんな国ですから、日本で最近みられるようになった政策形成訴訟(制度の違憲・違法を主張し、制度の根本的改革を求める訴訟。「障害者自立支援法」違反訴訟もその一つ)などを起こすことは考えられないとのことでした。

これについて私は、本当に少数者の意見が反映できていない政策が採用されたときは、どうするのかという疑問は感じました。

【コペンハーゲン】
八月二七日(月)

午前 KVINNEO
(女性情報局)

午後 高齢者委員会全国
連盟(福祉)

二八日(火)

午前 障がい者家族の会(福祉)

午後 雇用省(労働省)

(生活保護・失業)

社会的弱者救済審議会

社会省(年金・障がい)

二九日(水)

午前 児童及び教育省(弱者)

【オーデンセ】

三〇日(木)

午前 オーデンセ市
社会部局(福祉)

Region Syddanmark
(医療)

午後 知的障がい者作業
所生産学校

講演(千葉忠夫バンク
ミケルセン記念財団理事長)

三一日(金)

午前 幼稚園

午後 高齢者センター

「ナショナル・ミニマム」めぐって

また、日本で私たちが社会保障制度を議論する際に最も重視している「ナショナル・ミニマム（国による最低限度保障）」について、社会省はどう考えるのかということも聞いてみたのですが、担当者は、「わが国は、最低線で制度を決めるということとはしていないので、『ナショナル・ミニマム』は重視していない。最低線を議論すると、どうしても低い基準に合わせるという議論になり、質がどんどん下がっていく」と話でした。ある意味で、日本の議論と似た点もありますが、福祉についての国民的基本的スタンスが大きく違う日本で「ナショナル・ミニマム」論を捨て去って、「適切な水準」で良いとすれば、かえって歯止めのない社会保障の質の低下を招くのではないかとも思い、デンマークの理論をそのまま日

本に「移行」させることは難しいなと痛感しました。

福祉現場での「自己決定」

今回は、省庁や団体だけでなく、できるだけ「現場」の様子を見せていただくことも重視した調査になったのですが、ここでも大きな収穫がありました。

オーデンセ市（アンデルセンの生地）では、知的障がい者の作業所、生産学校、幼稚園、高齢者センターを訪問しました。知的障がい者の作業所では、障がいの程度にあった仕事を、生き生きと誇りを持ってマイペースでこなしていた「なかま」の姿が印象的でした。また、生産学校では、一六歳から二五歳までの職業訓練を受けていない人が入学していました。デザイナー・ワークショップ、木工・金属、幼稚園の先生など希望の職種にあわせて、学生が「人格的に発達すること」を目的とし、実社会に生き

る職業教育がなされています。



一人でゆっくり食事

幼稚園の様子も印象的でした。どの幼稚園でもそうですが、午前中こそ統一したプログラムがあるのですが、何時昼食をとるか、何時外に遊びに出るか、何時昼寝をするかなどの行動は、園児と親が話し合って決定し、その内容に合わせて園生活を過ごしているとのこと、日本のように、「集団で規律正しい園生活」という考え方は全く違った運営方針がとられています。子どもころから「自己決定」をという教育が、民主主義を支えているのだと思います。

このような考え方は、高齢者センターでも同様で、利用者、それまでの生活

の延長として広い個室を利用でき、夫婦で入居されている人も多くおられました。主体的な生き方が保障され、介護も利用者各人の要介護度にあわせて十分な介護がなされ、「趣味の絵で忙しい。毎日が楽しい」と私たちのインタビューに答えられた九〇歳を超えた女性利用者の満面の笑みは、今でも忘れられません。

日本にどう生かすか

まとめの講演をお願いした千葉忠夫さんは、四五年にわたるデンマーク生活を振り返って、多くの日本人が「デンマークはすばらしい。しかし、人口の少ないデンマークと日本は違う」などの理屈で日本の社会保障制度にデンマークの経験を生かそうとはしないことを嘆いておられました。

問題は、人口の多い少な

いではない。国民一人一人が、「どのような国にするのか」を当事者の立場、利用者の立場でまず真剣に考え、政策の議論と実現に主体的に関与していくことが必要だという氏の言葉を、もう一度かみしめたいと思います。

日弁連シンポジウム案内
 総選挙後の今、福祉大国
 デンマークに何を学ぶか
 —働き方と国民負担の
 あり方を問う—
 日時
 二〇一三年一月一九日（火）
 午後六時～午後八時（予定）
 場所
 日弁連会館一七階
 一七〇一号室
 基調講演
 銭本 隆行氏
 （日欧文化交流学院院长）他
 報告
 デンマーク調査報告
 （貧困問題対策本部委員）他



1ℓビールを一気のみ



真の法廷技術

と法律家

山崎 浩一

今年の四月で、弁護士三〇年目を迎えますが、思うところあり、大学時代から尊敬する故戒能通孝教授の著作集を読み返しました。日々、事件処理に流される身には叙述の一言一言が染み渡りました。

同教授が真の法廷技術は内面的な成長なしには獲得不可能であり、裁判官の独立と不可分であると指摘されていることは新たな発見でした。

真の法廷技術とは

戒能教授は、「法廷技術家は単なる技術家ではなくて、説得と論証とを自己の信条とするものによってのみ、到達し得るところの境地である。われわれはまずその最初の出発点として、

裁判所を今よりも遙かに純粹に、説得と論証との場所としてまもらねばならない。だがこのような場所として裁判所がまられるようにするためには、裁判官自身の地位の独立と、予断および予想——非昇進その他への顧慮をも含めて——からの解放が、急速かつ飛躍的に増大することを期待しなければならないであろう。」と述べられ、法廷技術が機能できる場としての裁判所であるためには、裁判官の独立が確保される

ことが必要とされます。「優れた法廷技術家としての法曹が、彼の実証的精神を培うには、単なる口舌の雄でなく、真に紳士として、更にできうべくんば広義の科学者の一人として、

自己をもりたてねばならないことは当然である。」「法曹にとって必要なのは、自己の世俗的評判や、俗論の圧迫に屈しない真実の勇氣であって、法廷でがなり、粗野にふるまい、何者をも利するところなく、しかも自己の品位を犠牲にするような、野蛮な勇氣では決してない。」

「法廷技術家の資格としてパーリー判事がその長い経験から割りだした標準は、ある意味で実に平凡なことである。彼は『弁護の七つのラムプ』として、正直、勇気、勤勉、機智、雄弁、判断、おもいやりの七つをあげる。」「法廷技術の完成は、『技術をかくす技術』が学びとられ、彼が証拠と法規だけを語りつつあるものと認められるときである。しかしこのような技術を学びとることは、その人の内面的な成長なしには不可能である。彼は真に正しいものを凝視し、何者に

も恐れずに、明に、かつ何人の心をも動かすように、事件を提示できたとき、最も優秀な技術家といわれる。」

裁判官の使命

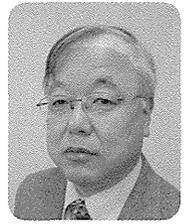
戒能教授は法曹、特に裁判官の使命について極めて高度で困難な課題を提示します。

「憲法だの、基本的人権だのを論じていると、大変高尚な気持ちがある。しかし、事件がいざ裁判所にかかった場合、そこに出てくる人たちは、大部分『社会の滓』と思われがちな人である。

こんな人たちが裁判所にでてくるとき、裁判官は、この連中のために自分の昇進を放棄してみたり、検察庁から悪態をつかれたらかなわないと思うのが、あり得べき一つの考え方ではなからうか。」「かつて東京地裁の裁判官であった河田広氏は、裁判官を辞めた後、ふと次のようにもらしてい

た。『無罪の言渡しをするには非常に勇氣を必要とするのです。ただすらすらと、理論的にはこうこうで、証拠からいってもこうこうだから、どうしても罪にならぬというふうにはいけません。結論はそこにも、それを言渡すことは一つの飛躍を必要としますね。たとえば無罪なんか言渡している、何かと風当たりが強くなる。出る杭はうたれとか、江戸の敵を長崎でというのもあって、あいつはどうも気まぐれだとか何とか、とにかく感情的な批評がでる。気にしだせば、これがなかなか馬鹿にならないのです。』

だがそれにもかかわらず、裁判官は『社会の滓』をまもれるか、これはきわめて困難だが、しかしギリギリの決着点として、常に提示されている課題である。』



低山歩き

鍛田 則仁

子どものころから、大の運動嫌いということで、およそスポーツとは縁のない生活を送ってきました。しかし、年を重ねるごとにそのツケが■ってくるようになり、まずは体力づくりと減量のため、運動神経が少々鈍くてもできそうな山歩きを最近始めました。

といった有名な山の頂上を経由していません。の完歩ということにしています。

さて、未知のことをやり始めると、いろいろなことが見えてきました。以下私なりに気付いたその一端を若干極端な感想も交えてご紹介しましょう。

一 「銀座」にしか人はいない。―たとえば、登山者が非常に多い大文字山は、至る所から整備された立派な登山道がつけられていますが、人によく出会うのは、銀閣寺く火床く山頂く蹴上という南北に伸びる一本のみと言って良く、その他のルートは、土曜、日曜に一、二時間歩いても数人にしか出会うことがありません。比叡山も、ケーブル

カーの駅より上の観光ゾーンには人があふれています。昔の参道を登る人はほとんどなく、京都一周トレイルと重なるルートで時々人とすれ違う程度でした。ガイドブックで初めて知った山となると、登り始めから下りるまで一人も出会わなかったということもありました。このようなことから、低山でも十分遭難できるということを実感させられたところでです。

二 登山は年配者のスポーツである。―最近では、中年年遭難というのによく見えますが、若者が山で遭難したというニュースはあまり見かけなくなりました。中年年になると一般に体力、運動神経とも低下している筈ですから、若者に比べれば遭難しやすい要因は多いと思われませんが、やはり入山する中高年人口が大幅に増えていることも原因ではないかと、人に出会う度感します。

三 いわゆる危険生物に、身近に出会える。―これまでのごく僅かな経験でも、イノシシ、サル、マムシ、スズメバチには実際に遭遇しました。最も■ったのが、登山道のすぐ側に巣を構えたスズメバチで、本で読んだとおり、一〇メートル近くまで接近すると、何匹も出てきて威嚇的に飛び始めましたので、退散するほかありませんでした。しかも、この時は運悪く、登山道が一本しかなく、頂上はとくに通過してあと僅か下山というところでしたから、もう一度頂上を通過して引き返す羽目となりました。高山だったらどうなったのか恐ろしい限りです。

クマには、幸いお目にかかったことはありませんが、登山口に見張りの人が待ち構えており、クマが出るので登ってはいけないうと制止されたということがありました(大河ドラマ「江

の小谷城のあった小谷山でのことです)。
■ 山では、皆、礼儀正しい。―もちろん、例外はあるのでしようが、すれ違いや追い抜きの際には、挨拶、譲り合いがあり、声をかけていただいて情報提供してくれるということもありました。これはご近所でも、なかなかないことで、気持ちの良いことです。
五 登っただけでは、やせない。―当日こそ体重は減りますが、普通に食べると、すぐ元に戻ってしまいます。やはり減量のためには、食事の改善が不可欠のようです。

歩いてみると、日本アルプスではなくとも、山は静かで空気も良く、なかなか興味深いところでした。遭難しないよう気をつけて今後も低山歩きを続けようと思っています。



総選挙雑感

徳田 敏

二〇一二年暮れに衆議院議員の総選挙がありました。勝敗は事前に予想されていたとおりの結果になりました。政権党が負ける。これが現在の世界的な国政選挙の趨勢になってきています。世界的に国政について政権党が行うべき課題はだいたいどこも同じです。歳出を削り、歳入を増やし、借金を減らして国家財政の破綻を回避することです。野党として与党の歳出削減策や国民の負担増を批判し、いざ選挙に勝って野党から与党となったとしても、国家財政が破綻しないように前政権党と同様に歳出削減と負担増を図らなければならず、次の選挙では逆の結果となります。今回の総選挙の結果をみると、そのような世界的傾向が日本の国政選挙において

も及んできているように思われます。

◆
もう一つの世界的傾向はポピュリズム政党(大衆の欲求不満や不安を煽り、指導者への情緒的支持を基盤とする政党)や極右政党の躍進です。政権を交代し合う既成政党には政権党として実行する政策に大きな差がなくなってきた一方で、世界的な不景気を背景とした中間所得層の鬱憤があります。既成政党では思うように現状が良くならない失望から、既存のエリート層を攻撃して社会の変革を訴えるポピュリズム政党への期待や、国内外に敵を設定して断定的に攻撃する極右政党の威勢に、現状の変革または過去の理想社会に回帰させてくれるかのような幻想を抱き、そ

れら政党の躍進を招いています。この傾向については、維新が全国的に支持を得たというよりも局地的な支持を得るにとどまった点では、有権者が冷静に政党や候補者を見ていたとの評価ができますが、今回の総選挙が史上最低の投票率だったにもかかわらず、維新が民主党とほぼ同じ議席数を得たという点では、この世界的傾向が日本にも及んでいるとの評価もできます。

◆
このような政権党が負ける、ポピュリズムや極右の躍進を招くことの原因としては、選挙が政権党または既成政党への懲罰となってしまうことがあるとあげられます。思い返せば小泉純一郎首相の郵政解散による二〇〇五年九月の総選挙は、あたかも郵政民営化によって官僚制度から財政までバラ色の変革がなされるかのような雰囲気の中で、何かの制度を改変することで世の中が劇的に良くなる

ことなどあるはずもなく、安倍、福田、麻生と毎年のように首相が交代していった後、二〇〇九年八月の総選挙では民主党の圧勝となりました。この二〇〇九年の前の総選挙では、民主党を必ずしも支持しないが政権交代を期待する有権者が多かったことが選挙前の新聞社の世論調査で明らかになっていました。この世論調査では、政権担当能力の高さでは自民党が民主党を上回る評価を得ていながら、比例代表の投票先としては民主党が自民党を大きく上回っているというもので、自民党ではないどこか次の政党として民主党が選ばれたということがわかります。

◆
そして今回の総選挙では自民党が圧勝し、選挙前に第三極と称された日本維新の会が一定の議席を確保した一方で、民主党は完敗して二〇〇九年と同様に振れ幅の大きな選挙結果となりました。

◆
今後も同様に選挙が懲罰的意味合いとなれば、日本の民主主義は危機を迎えかねません。この党がだめなら次。次がだめならその次、というように既成政党を消費していつてしまえば、最終的に極右政党に票が収斂しかねず、極右が称揚するような美しい国になるのではなく、いつか来た道をたどりかねません。そのような事態を防ぐ特効薬はなく、有権者個々の意識に頼らざるを得ません。民主主義のもとでは、他の誰かが世の中を良くしてくれるという受け身ではなく、自己または自己が支持して育てた代議員や政党を通じて世の中を良くしていくほかに、毎回当てがはずれたと投票行動を変えていては、〇〇チルドレンだけが生まれれば消えていき、代議員も政党も育つことなく、いつの間にか極右によって民主主義自体が奪われかねないことに気を付けなければなりません。



仏像の眼差しと

著作者人格権

富 増 ■ 季

東京都文京区の光源寺に、駒込大観音という菩薩像があります。空襲で一度は焼失し、現在の菩薩像は昭和六二年に制作されたものなのですが、その表情が「にらみつけるように眼を見開いた」ように見えると不評だったため、平成一八年に仏頭部を「慈悲深い表情」に作り直してすげ替えられてしまいました。制作者であった仏師Bは既に亡くなっており、作り直し作業にあたったのは、かつてのBの弟子Yでした。

この作り直し・すげ替え行為が亡Bの著作者としての権利を侵害する、として裁判になりました。亡Bを相続した弟Xが、もとの仏頭部を戻し、謝罪広告をするよう求めたのです。

一九〇〇年代の米国でも、教会の依頼で制作されたフ

レスコ壁画が問題となった事例があります。壁画のキリストの描写が「あまりに胸部を露わにしている」と苦情が続出したのです。教会が、作者に無断で塗り替えてしまったところ、作者ともめて裁判にもなりました。

これらの事例で問題となるのが、作品に対して他人の勝手な変更を許さないという著作者の権利です。同一性保持権と呼ばれています。

文学や彫刻などの芸術作品は、外部に公表した後には、出版や展示などを通して多くの人の目に触れ、人々は「ああ、この作者はこういう表現をする人物なんだ。その根底にはどんな心情や信念があるんだろうか。」などと思いをめぐらせます。このように、著作

物はあたかも作者の内心を表現する分身として世に出ます。このため、誰かが勝手に手を加えて作品を改変してしまうと、作者の人格の評価や名誉などに直接影響を与えてしまいます。そこで、法は、作者の了解なき改変は許されないことにして、作者の死後も一定の保護を与えたのです。

この考え方を貫くと、仏像も、仏師の「思想又は感情を創作的に表現した」著作物である以上は、仮に多くの人の不評を買うような眼差しであっても、また、所有者である寺院の意向に沿わないものであっても、仏師の意に反する改変はできないのが原則ということになります。

この点、寺としては菩薩像の所有者である以上、人目に触れないところにしまいい込んでしまうことはもちろん、取り壊してしまっても問題はないのですが、一部を変更して同一性を損なうことは許されないということになります。著作者にしてみれば、自らの分身を

介して意に反する姿を晒すくらいなら、いっそ、この世に存在しないほうがよい、ということなのでしょう。

同一性保持権が違法とされた他の裁判例として、入れ墨の写真を雑誌に掲載するために、作者の彫師に無断で黒反転し、さらにセピア色調に変えて出版してしまった事案があります。

この事案の入れ墨も菩薩像でした。創作者たちは、仏の再現に並々ならぬ思いを込めるものなのかもしれませんが。

もっとも、著作権法は、例外的に、著作物の性質、利用目的、利用の仕方によって「やむを得ない」改変であればこれを許容しています。例えば、公共の場で通行人に迷惑や極度の不快感をもたらすような構造物の場合など、いくら芸術といっても一定の制限を受ける場面がありうるということですが。

光源寺の菩薩像の裁判では、仏像には拝観者の内面の安心感をもたらす役割も

あることに照らし、眼差しの改変も「やむを得ない」のが争点となりました。裁判所の結論は、仏像全体を作り直すこともできたはずだから、今回の仏頭部すげ替え行為は「やむを得ない」範囲を超えて違法である、というものでした。

日本の著作者人格権のルーツは、明治時代に発効したベルヌ条約にあるのですが、こうした保護のあり方が世界普遍ということでもありません。米国がベルヌ条約に加盟したのはわりと最近の一九八九年のことですし、冒頭のフレスコ画の裁判でも画家に対する権利侵害はないと判断されています。

また、近時のインターネットの進展に対応して、著作物の保護のあり方についても、各所から再考を求められている現状にあります。新たな時代のニーズと著作者の権利のバランスが取れるような法制度を目指し、今後の動向が注目されるところです。

かもがわ講座

違法ダウンロード 処罰法

著作権法に罰則が追加され(第一一九条第三項)、著作権又は著作隣接権(創作者ではないが、著作物の伝達に携わる実演家等に認められる権利)を侵害する違法なインターネット配信

信を受信して、販売あるいは有料配信されている音楽や映像を、自らその事実を知りながらダウンロードする行為が、平成二十四年一月一日から新たに処罰の対象となりました。いわゆる海賊版がダウンロードされて広まっていることから著作権を守るとい

二 対象となるダウンロードというのは、「自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画」ですので、パソコンや携帯電話等にファイルが保存されることが必要です。従って、このような保存がなされず、単に視聴するだけの行為は処罰の対象となりません。

くことから著作権を守るといのが、立法の目的です。このような行為自体は平成二十二年一月から違法として禁止されていたのですが、今回は禁止を実効性のあるものとするため、二年以下の懲役、二〇〇万円以下の罰金あるいはこの両方を科すという刑罰を定めたものです。刑事処罰の対象となったという事で、その社会的な影響は極めて大きいものがあります。なお、この罪は、被害者からの告訴が必要な親告罪とされています。

三 動画を閲覧する際、データのダウンロードに伴い、自動的に一時ファイルが作成されていく方式のものがありますが、これは録音・録画には当たらないとされています。

四 無償で配信されている音楽や映像であっても、それが正規には販売・有料配信の対象となっていること、更に、この配信そのものが著作権等を侵害する行為になっていることを知りながら、ダウンロードを行った場合には、処罰の対象となります。

効性のあるものとするため、二年以下の懲役、二〇〇万円以下の罰金あるいはこの両方を科すという刑罰を定めたものです。刑事処罰の対象となったという事で、その社会的な影響は極めて大きいものがあります。なお、この罪は、被害者からの告訴が必要な親告罪とされています。

五 電子メールに添付されて送信された違法複製音楽あるいは映像ファイルを保存することは、自動公衆送信を受信したことはありませんので、受信者は処罰の対象にはなりません。

処罰の対象になるのかわからないのかという線引きで、まず問題になりそうなことについては、次のようになるようです。

一 「録音され、又は録画された」著作物等が対象ですので、静止画や文書データなどは処罰の対象とはなりません。

二 対象となるダウンロードというのは、「自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画」ですので、パソコンや携帯電話等にファイルが保存されることが必要です。従って、このような保存がなされず、単に視聴するだけの行為は処罰の対象となりません。